

財務省告示第百八十号
 国債証券買入銷却法（明治二十九年法律第五号）
 第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定
 により平成二十年四月三十日に買入消却した国債
 の名称等を別表のとおり告示する。

平成二十年五月二十三日

財務大臣

額賀 福志郎

（別表）

国債の名称	記号	総額	額面金額の たりの買入価格
利付国庫債 （物価連動・十年）	第二回	七十五億円	百円六十四銭
"	第三回	三十億円	銭九十六円七十八
"	"	二十億円	銭九十六円七十九
"	"	十億円	九十六円八十銭
"	"	"	銭九十六円八十一
"	"	"	銭九十六円八十二
"	"	二億円	銭九十六円八十三
"	第五回	四億円	九十八円八銭
"	第七回	百億円	銭九十七円五十九
"	"	九十億円	九十七円六十銭

合	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	〃	〃	第十五回	第十三回	第十一回	〃	〃	〃	第十回	〃	〃	第九回	〃	第八回	〃
八百億 円	十億 円	〃	五十億 円	十億 円	五十億 円	〃	十億 円	五十五億 円	五十億 円	十億 円	〃	二十億 円	五十億 円	四十五億 円	九億 円
	百一 円十八 銭	百一 円十一 銭	百一 円十 銭	百円五 十九銭	銭九 十九円 九十五	銭九 十九円 四十七	銭九 十九円 四十四	九十九 円四十 銭	銭九 十九円 三十五	銭九 十九円 五十八	銭九 十九円 五十五	銭九 十九円 五十四	銭九 十八円 六十四	九十八 円六十 銭	銭九 十七円 六十二